

令和2年度改正のポイント① 個人所得課税

婚姻歴による格差をなくすため
未婚のひとり親に対しても
寡婦(寡夫)控除を適用

国外の中古建物を利用した税逃れを規制するための特例が新設

ポイント 1
未婚のひとり親に 対する税制上の 措置の見直し

同じ「ひとり親」の状態でも婚姻歴の有無により税率格差が生じ、未婚のほうが不利だった。公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親についても寡婦(寡夫)控除を適用することになった。
(1) 対象者

現に婚姻をしていない者で、下記の要件に該当する者に、適用される（寡婦または寡夫は除く）。
(4) 事実婚である旨の記載

載がされた者がいない上記対象者の所得税、住民税の計算上、総所得金額等から次の金額を控除する。
(2) 控除額

といえるため、前記(1)の対象者が世帯主である場合、そのパートナーの住民票を確認し、(1)の対象者が世帯主でない場合は、その対象者の住民票を確認する必要がある。
(3) 適用時期等

役所から事実婚の認定を受けた場合、住民票の「世帯主との続柄」の欄に、「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載される。この場合、事実婚の状態である
(4) 事実婚である旨の記載

改正前の寡婦（寡夫）控除では、男性のひとり親と女性のひとり親で格差が生じていた。これも、公平な税制を実現する観点から取り扱いが変更になった。
(1) 改正前

寡婦の要件（AまたはB） A.（夫と死別・離婚したか、夫が生死不明の状態）かつ扶養親族または総所得金額等の合計額が48万円以下である
(1) 改正前